

## 加古川市都市計画審議会等運営規程

加古川市都市計画審議会条例（平成 12 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、加古川市都市計画審議会及び常務委員会（以下「審議会等」という。）の運営に関し市長が定める事項は、次のとおりとする。

### （会議の招集）

**第 1 条** 会長は、審議会等を招集する場合は、会議の開催の 5 日前までに開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

### （会議の公開）

**第 2 条** 審議会等の会議（審議会等の運営に関する議事を除く。）は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあってはこの限りでない。

- (1) 加古川市情報公開条例（平成 10 年条例第 27 号）第 5 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

### （守秘義務）

**第 3 条** 委員は、前条第 1 項各号に関する審議会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### （会議の議事録）

**第 4 条** 会長は、会議の議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議決事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、会長が指名した2人の委員が署名するものとする。

3 議事録は公開することができるものとする。ただし、次の事項については、この限りでない。

(1) 発言した者の氏名

(2) 発言した者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(会議への代理出席)

**第5条** 条例第2条第1項第3号に規定する関係行政機関若しくは兵庫県の職員である委員又は第3条に規定する臨時委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、会長の承認を得て代理人を出席させることができるものとする。

(その他)

**第6条** この規程に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年7月1日から施行する。